

ワークシート論点と議事録の対照表

資料4

条文	ワークシート	論点	結論	議事録
	No.1 全体像	基本的に市民参加手続、住民投票、協働の3本柱に総則を加えた構成でよいですか。 (検討結果)	市民参加手続・住民投票・支援を含めた協働の3本柱と総則で構成することで合意。 最終的に一つの条例とするか別立ての条例とするかについては今後議論していく。 条例の構成について、市民と投票資格者の関係を分りやすく補っていく前提で、1本化することで合意。	第2回 4ページ 第10回 4ページ
第1条 (目的)	No.24 目的、定義	目的に盛り込む内容についてどうしますか。 (検討結果)	「市民を主体とした自治を推進し、協働によるまちづくりと市民の意見を広く市政に反映させることを目的とします。」としてはどうか。 市民参加条例の目的は「市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする」とする。	第10回 5ページ 第11回 3ページ
第2条 (定義)		定義していく用語は充分ですか。(以下を想定中) (1)審議会等 (2)アンケート (3)意見交換会 (4)公聴会 (5)市民討議会 (6)パブリックコメント手続 (7)政策提案制度 (8)市民登録制度 (追加)市民 (追加)投票資格者	1)8つの用語と市民及び個人(住民)について定義する。 2)非公開情報については、後で条例全体のバランスを見て、定義するかどうかを決めることにする。 「市民」について条文案のとおり(自治基本条例を引用)定義する。ただし、パンフレット等の解説において、自治基本条例での定義を必ず記載する。 投票資格者を「住民投票ができる者」と定義し、投票資格者の要件を「満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岩倉市に住所を有する者」と規定する。	第10回 6ページ 第11回 3ページ 第11回 3ページ
なし	No.25 市民参加の基本原則	基本原則は必要ですか。	基本原則は規定しないこととする。	第10回 7ページ
	No.26 各主体の役割	それぞれの役割と責務を規定しますか。	「各主体の役割と責務」については、自治基本条例でも規定しているため、市民参加条例の中では、市民参加や協働に特化して規定することになる。	第10回 6ページ
第3条 (市民の役割)		市民の役割について規定しますか。	一つ目は、市政に関心を持って理解を深めるように努めること。二つ目は、自治の担い手としてまちづくりの推進に参加できるということ。三つ目は、互いに尊重するよう努めることとする。	第11回 5ページ
第4条 (議会の責務)		議会の役割について規定しますか。	「議会基本条例」に基づき、市民参加と協働に努めます」と規定する。	第11回 7ページ
第5条 (執行機関の責務)		執行機関の役割と責務について規定しますか。	執行機関の役割については、情報提供・参加機会の充実・環境整備に努める。	第11回 6ページ
第6条 (職員の責務)		(追加)職員の役割	職員の役割については、条例をよく理解し職務に励むと規定する。	第11回 6ページ
第7条 (市民参加の手続の対象)	No.2 市民参加手続の対象	市民参加の手続が必要だと思うものは何ですか。	1 総合計画や行政各分野の基本事項を定める計画の策定又は変更 2 基本方針等を定める条例の制定・改廃 2-1 市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定・改廃 3 公共施設建設の基本計画策定 4 市民生活に大きな影響を及ぼす制度 6 行政評価 ⑬ 対象事項以外のものについても、市民参加の対象とすることができる	第2回 10ページ
		市民参加の手続になじまないと思うものは何ですか。	7 軽易なもの 8 緊急に行わなければならないもの 9 法令の規定により実施の基準が定められていて、その基準に基づき行うもの ⑩ 市の機関内部の事務処理に関するもの ⑪ 市の権限に属さないもの 「他の法令等で別に市民参加手続について定められているもの」 「地方税の賦課徴収など、地方自治法上の直接請求の対象外と定められているもの」	第2回 10ページ

第8条 (市民参加の 手続の 方法)	No.11 市民参加の 実施(マッチ ング ル ール)	市民参加手続の実施は、複数の手続について規定する必要はありますか。	より多くの市民の意見を反映する為に、複数の手法を用いるように努める。	第5回 3ページ
		市民参加手続の対象事項以外の項目について規定する必要はありますか。	市民参加手続の対象については、既に明確になっているので、それ以外の項目については、あえて規定する必要はないということにする。	第5回 4ページ
		市民以外で利害関係を持つ者について規定する必要はありますか。	(利害関係者に市民参加手続を求める機会が生じる可能性があるので「努める」という抽象的な表現で規定する。	第5回 6ページ
第9条 (市民参加の 手続の 実施 予定 及び 実 施 状 況 の 公 表)	No.10 市民参加 手続の 実施 予 定 及 び 状 況 の 公 表	予定、実施について公表しますか。	市民参加手続が予定される市の取り組みについては、予算が決まり、市民参加手続を実施することが決まったら、年度当初にリスト化して公表する。 一方で年度中に詳細がわかり次第、市民にお知らせすることも必要であるので、二段階の規定とする。	第5回 7ページ
		公表するとしたらどのタイミングでしますか。	個別で結果を公表すると同時に翌年度もまとめて公表する。	第5回 7ページ
第10条 (審議会等 の委員)	No.3 審議会	この手続は市民参加手続として必要ですか。	必要である。	第3回 1ページ
		審議会に市民はどれくらい入るべきだと思いますか。	審議会の審議においては、構成員以外の意見も反映できるように努めると謳っておく。 ただ、同じ人の意見ばかりを反映させることを防ぐため、あくまで材料として審議を行い、結果として反映されないこともあるというように幅を持たせて規定する。	第3回 3ページ
		委員の選考に当たり留意すべきことはありますか。 (年齢構成、男女比、委員の任期、兼職状況など)	兼職状況 年齢構成 男女比 「特定の人に委員が集中することを避け、より多くの人に参加の機会が与えられるように配慮して選考する」と表記することにする。 他の自治体(第1回会議の資料9 審議会の構成等について)の例にならって、幅広く意見を求められるような書き方をする。	第3回 5ページ
		委員の氏名、任期、選任区分の公表は必要ですか。	原則公表することとして、例外(問題の当事者「障害や人権などについての審議会など、委員が特定されるべきでない場合は非公開にできる)を認めることとする。	第3回 6ページ
		会議の公開	会議の公開についてどうすべきだと思いますか。	同上
第11条 (審議会等 の会議 の公開)	No.3 審議会	開催日時等の告知はどのようにしますか。	「開催日時が確定次第速やかに」と表現するのが良いのではないかと。	第3回 7ページ
		告知事項	開催日時、場所、傍聴手続について定めることとする。	第3回 7ページ
		非公開にする場合の規定をどうしますか。	「個人情報など特定の事情がある場合には、公開しないことができる」と規定する。	第3回 7ページ
		会議録についてどうすべきだと思いますか。	会議録は作成し、原則公開することとする。 会議録が確定次第速やかに公開することとする。	第3回 7ページ 第3回 7ページ
		第12条 (アンケート の実施)	No.4 意向調査・ アンケート	この手続は市民参加手続として必要ですか。
第13条 (意見交換会 の開催)	No.5 公聴会・意見 交換会・説明 会・市民懇談 会	この手続は市民参加手続として必要ですか。	市民参加手続として規定することとする。 意見交換会にはワークショップも含まれると分かるように(補足的に)記述する。	第4回 11ページ 第5回 3ページ
第14条 (公聴会の 開催)		(検討結果) 「公聴会」は、「意見交換会・説明会・市民懇談会」と比較して、実施趣旨や手法が大きく異なるため、別に定義した。 「意見交換会・説明会・市民懇談会」は、他市を参照しても同義のため、「意見交換会」に集約した。	第5回 2ページ	
第15条 (公聴会の 公述人)	No.28 公聴会の公 述人	公述人について、条例で規定しますか。規則で規定しますか。	流山市条例第16条第2項にも倣って「必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことができる」と規定し、公述人の決定については第3項に倣って規定する。その上で、その他の手続に関しては規則で規定する。	第12回 2ページ

第16条 (市民討議会の開催)	No.9	モニター	この手続は市民参加手続として必要ですか。	マッチングルールの選択肢からは除外するが、既に岩倉市で実施しているモニター制度を根拠づける意味でも、市民参加手法の1つとして、条例の枠外に置いておく。	第4回 15～16ページ
		インタビュー	この手続は市民参加手続として必要ですか。	マッチングルールの選択肢からは、除外する。	第4回 16ページ
		市民討議会 (プラーヌク スツエレ)	この手続は市民参加手続として必要ですか。 (検討結果)	市民討議会は公聴会・意見交換会・説明会・市民懇談会の1バリエーションであるとする。 「市民討議会」は、「意見交換会」のバリエーションのひとつとするとなったが、用語の説明のため定義し、条文に追加した。	第4回 17ページ 第5回 2ページ
第17条 (パブリックコメント 手続の実施)	No.6	意見公募(パブリックコメント) 手続	この手続は市民参加手続として必要ですか。	市民参加手続として規定することとする。	第4回 11ページ
			手続に際し、市民にはどんな情報が必要ですか。	パブリックコメントの対象となる事項の案、趣旨、背景、全体像がわかる資料	第4回 11ページ
第18条 (パブリックコメント 手続における意見 等の提出方法等)		パブリックコメント 手続の意見 等の提出	どのように意見を提出しますか。	1)意見の提出方法として、郵便、FAX、電子メール、持参、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、別途配慮した方法を考える。 2)岩倉市在住の視覚や聴覚に障害を持っている人は手続に参加できなければならないが、条例の運用上、旅費の問題などで市外在住の人については実質的に参加が困難になってしまう場合も想定されるということになる。	第4回 12ページ
			公募期間は何日くらいがいいですか。	30日以上とし、特別な事情がある場合はその限りでないとする。 ※ 特別な事情とは、意思決定を法律の施行に合わせる場合など、よほど逼迫している事態を想定し、それ以外は除外される。	第4回 13ページ
			どんな人が意見を公募できますか。	岩倉市自治基本条例に規定する市民がパブリックコメントを利用できるとするが、運用として、市外に居住している人の中には参加できない人が出てきてしまうのはやむを得ない。	第4回 14ページ
			結果をどのように扱いますか。	特に意見を採用しない場合は、行政はその理由を丁寧に説明し、どう受け止め、検討したかを明らかにするべきとする。 また、集まった意見と行政の検討結果の公表については速やかに開示することとする。	第4回 14ページ
			再度の意見公募は必要ですか。	再度の意見については条例に規定しない。	第4回 15ページ
第19条 (政策提案手続)	No.7	政策提案制度	この手続は市民参加手続として必要ですか。	市民参加手続として必要。	第4回 9ページ
			必要な場合、提案型についてどう規定するべきですか。 (自発型か公募型か)	公募型もあると書いてしまうと、行政が制度化に間に合わない可能性があるのでは、公募をした方が有益そうな事案が発生した場合に、公募する可能性は否定しないというような条文とする。	第4回 3ページ
			連署人数や年齢について規定しますか。	提案者については、市民10人とし、年齢制限は設けないこととする。 提案者は必ず自分の素性を明らかにし、行政は必ず提案について回答する。 提案内容、提案者自身について公開するかどうかは本人の了承が必要とする。	第4回 9ページ 第4回 9ページ 第4回 9ページ
第20条 (市民委員登録制度)	No.8	市民登録制度	この手続は市民参加手続として必要ですか。	市民登録制度については、条例に規定することとする。 無作為抽出方式と人材バンク方式とでそれぞれ別に運用する。さらに若い人への呼びかけを工夫することとする。 ※ 意思決定の過程へ参加する手続ではなく、その前段階である委員の選定に関する手続。	第3回 6ページ 第4回 2ページ

第21条 (住民投票に付することができる事項)	No.13 住民投票の対象事項	対象事項の規定はどのようにしますか。	住民投票の対象については、原則として市民参加手続の対象のおりとする中で、なじまないものについてはネガティブリストとして挙げ、さらに、重要な対象事項として「合併」を一つ例示することとする。	第6回 4ページ
第22条 (投票資格者の要件)	No.16 投票資格者	年齢要件はどのようにしますか。	18歳以上とする。	第6回 9ページ
		永住外国人の投票資格についてどのようにしますか。	日本国籍を持つ住民に対してのみ付与することになり、外国籍を持つ住民の資格については規定しないこととする。	第6回 11ページ
		⑨投票資格者でない者の投票について規定しますか。	投票資格者に並べて投票資格者でない者を規定する。	第12回 5ページ
第23条 (住民投票の実施の請求等)	No.15 住民投票の請求及び発議	請求資格者の要件	投票資格者と同じ要件で、18歳以上の日本国籍を持つ住民とする。	第7回 4ページ
		必要な署名数はどのようにしますか。	投票者名簿の総数の50分の1以上とする。→議会の議決が必要。 投票者名簿の総数の4分の1以上とする。→議会の議決はいらない。	第7回 5ページ 第7回 6ページ
		議会による発議権を認めますか。	議会について規定するのであれば、市長についても規定しておくべきである。現時点では、ひとまず他市に倣う形で議会、市長ともに規定しておく。	第7回 4ページ
		市長による発議権を認めますか。	同上	第7回 4ページ
第24条 (住民投票の形式)	No.14 設問の形式	二者択一としますか。それ以上の選択肢についても規定しますか。	二者択一の形式とする。	第7回 6ページ
第25条 (住民投票の執行)	No.29 住民投票の未検討事項	①住民投票の執行について規定しますか。	市長を執行者とし、選挙管理委員会に事務を委任する。	第12回 2ページ
		②選挙管理委員会の事務について規定しますか。	選挙管理委員会委員に対して、住民投票の発議や署名活動への参加を制限するよう規定するべきである。 ※「住民投票の執行」に含める。	第12回 2ページ
第26条 (代表者証明書等の交付等)	No.29 住民投票の未検討事項	④代表証明書の交付等について規定しますか。	代表者証明書の交付については、条例ではなく規則で規定することとする。	第12回 3ページ
第27条 (要旨の公表等)		③要旨の公表等について規定しますか。	規定する。	第12回 2～3ページ
第28条 (投票資格者名簿の調製と登録)		⑤投票資格者名簿の調製について規定しますか。	「選挙管理委員会は、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製し保管しなければならない」とし、具体的な調製時期等は規定しない。	第12回 3ページ
なし		⑥住民投票の請求に必要な署名数の公示について規定しますか。	定期的に投票資格者名簿を調製しないこととしたので、条例で署名数を告示することは難しい。必要になった時に告示することになるので、規則で規定するかどうかは別として、条例では規定しない。	第12回 3ページ
第29条 (投票日)		⑦住民投票の期間について規定しますか。	実施の通知から30日以上90日以内としておいて、国の選挙等と重複する場合は期間を変更できる旨を規定しておく。	第12回 4ページ
第30条 (投票所等)		⑧投票所等について規定しますか。	日進市の条例にならって条例に規定する。	第12回 4ページ
第31条 (投票の方法等)		⑪投票所における投票について規定しますか。	条例に規定する。	第12回 5ページ
第32条 (期日前投票等)		⑫期日前投票・不在者投票について規定しますか。	条例に規定する。	第12回 5ページ
第33条 (代理投票等)		⑩投票の方法について規定しますか。	秘密投票や代理投票、点字投票については条例に規定し、その他(投票用紙など)は規則に規定する。	第12回 5ページ
第34条 (無効投票)		⑬無効投票について規定しますか。	「所定の用紙によらないもの」、「白紙投票」、「意思表示が明確でないもの」、「他事記載により投票の秘密が脅かされるもの」を規定し、その他は規則で定める。	第12回 5ページ

第35条 (情報の提供)	No.18 情報の提供	住民投票に関する情報の提供についてどうしますか。	行政からの情報提供は当然行うことし、その方法についても規定する。	第6回 7～8ページ
		資料の縦覧、閲覧について	資料の縦覧、閲覧については規定する。	第6回 7～8ページ
		公平性、中立性について	行政の立場で公平性、中立性を確保することは確かに難しいので努力義務として規定し、手続上の機会の公平性、中立性については具体的に規定することとする。 行政以外からの情報発信については、機会の均等、公平性を保つことを規定する。	第6回 8ページ
		公開討論会、シンポジウム等についてどうしますか。	公開討論会やシンポジウム等については特に規定しない。	第6回 8ページ
第36条 (投票運動)	No.19 投票運動	投票運動についてどうしますか。 禁止規定について(買収、脅迫、市民の自由な意思の拘束) 禁止規定について(不当な干渉) 禁止規定について(市民の平穏な生活環境の侵害)	投票運動に関しては原則自由とし、買収や教養については禁止規定を設ける。刑法犯に関しては規定しない。	第6回 6ページ
		期間についてどうしますか。	規定しない。	第6回 6～7ページ
第37条 (投票結果の告示)	No.29 住民投票の未 検討事項	⑭投票結果の公示等について規定しますか。	住民投票が行われた際には、選挙管理委員会はその開票結果を必ず告示する。	第12回 7ページ
第38条 (投票結果の尊重)	No.17 投票成立の要件・投票結果の取り扱い	投票成立の要件を設けますか。 成立要件を設けるとしたら、どうしますか。 成立要件に満たない場合は開票しますか。 投票結果について、尊重規定を入れますか。 この項目を条文に盛り込んだ方がよいと思いますか。	成立要件は設けず、投票率の高低を含めて結果を尊重することと規定する。	第7回 9ページ
第39条 (再請求の制限期間)	No.20 再請求・再投票の禁止期間	請求の制限期間についてどうしますか。	禁止期間を設けることについては概ね一致している。期間をおくことで社会情勢や世論変わるということもある。	第6回 7ページ
		制限期間はどれくらいですか。	暫定的に3年間とする。	
第40条 (投票及び開票)	No.29 住民投票の未 検討事項	⑮投票期間及び開票について規定しますか。	条例で規定する。	第12回 7ページ
第41条 (協働を進める上での基本原則)	No.21 協働の基本理念・原則	協働の理念・原則について規定しますか。	協働について規定していくこととする。	第8回 3ページ
		1市民協働ルールブック「協働を進める上での基本原則(協働の心構え)」を協働の原則として規定しますか。	協働ルールブックに定められている5つの基本原則(協働の心構え)をすべて活かす。	第8回 3ページ
		1. 補完性の原則 2. 相互理解の原則 3. 目的・目標共有の原則 (検討結果) 4. 対等性の原則 5. 公開性の原則	3. 目的・目標共有の原則を「共有の原則」と直して、情報や目的・目標を共有し、その達成に努めると定める。	第9回 6ページ
		2 5つのうちいらぬもの、もしくは追加すべき事項はありますか。	「自主・自立の原則」を追加する。 一旦、事務局に条文案を作成してもらい、その上で、他の基本原則と比較し、追加するかどうかを決めることとする。	第8回 4ページ

第42条 (協働の取組)	No.22 協働の多様な種類	協働の段階(PDCA)について規定しますか。 市民協働ルールブック「協働の種類と協働推進上のポイント」の内容を規定することにもよいですか。 1. 企画段階 2. 実施段階 3. 評価	1) 協働におけるPDCAのあり方について規定する。 2) PDCAに留意することと、協働のあり方について一定の基準のもと評価や効果の検証を実施することについて規定する。 協働で事業を実施する際にはPDCAを実施するよう促すこととし、その方法について具体的には規定しない。 ただし、改善策の可視化に努めるように規定することとする。	第8回 6ページ 第9回 3ページ
		協働の種類について規定しますか。 市民協働ルールブック「協働の種類と協働推進上のポイント」の内容を規定することにもよいですか。 1. 事業委託 2. 事業共催 3. 補助・助成 4. 後援 5. 事業協力	(1) 協働の種類について規定する意義は、協働にどのような形態があるかを分かりやすくすること。 (2) 「事業協力、事業共催などのほか、行政から市民への補助・助成、後援、事業委託など多様な形があります」と謳っておく。 (3) 地域団体や市民活動団体への行政からの人的な支援については補助・助成の中に含まれているという解釈である。	第8回 6ページ
第43条 (公益的活動の支援)	No.23 市民活動団体の財政的支援・活動の場	市民団体への支援を規定しますか。	闇雲に支援するのではなく、公益的な活動に対して支援し、市民活動団体も、支援を受けるための努力として公益性や透明性を高め、ていくことが望ましいという趣旨で規定することとする。	第9回 4ページ
		財政的支援について規定しますか。	この後議論する他の支援方法と並列して規定し、最終的に調整することとする。	第9回 6ページ
中間支援組織について規定しますか。		執行機関は、行政と市民活動団体との協働を円滑に進めるために中間支援組織を設置し、その機能は今後とも市民活動支援センターが担っていくことが望ましいと規定する。	第9回 7ページ	
人材育成について規定しますか。		市民及び執行機関は市民活動団体や地域団体を担っていく人材の発掘・育成に努め、市民は識見や資質や能力を高め、協働の主役にふさわしい人物をめざすことが望ましいと規定する。	第9回 6ページ	
第44条 (中間支援組織の設置)	No.23 市民活動団体の財政的支援・活動の場	情報提供について規定しますか。	自主・自立の原則を考慮した上で、公益的な活動について執行機関は情報提供に努め、円滑な活動を支援すると規定する。	第9回 7ページ
		情報の共有	情報の共有については、前回(第8回)議論した協働を進める上での原則の中の、「目的・目標共有の原則」と共通している。 これを、「共有の原則」と直して、情報や目的・目標を共有し、その達成に努めると定める。	第9回 7ページ
第46条 (審議会による検証等)	No.12 第三者機関	第三者機関による検証は必要ですか。	市民参加条例を検証する第三者機関を自治基本条例審議会に委ねることとする。	第6回 3ページ
		自治基本条例審議会を検証機関としてよろしいですか。	※ 自治基本条例審議会を市民参加条例の検証機関とするにあたり、以下について検討委員会での意見として、今後の制度設計に活かしてほしい。 (1) 名称の変更 (2) 専門的な知識を持った委員が必要となってくる (3) 会議の開催回数を増やしていく必要がある	
第47条 (条例の見直し)	No.27 見直し	条例の見直しについて規定しますか。	これまでの議論で、検証については自治基本条例審議会によって実施するとなっている。検証の結果や、状況に応じ見直しを行うとしてよいか。	第11回 7ページ
		見直し期間を設定しますか。	設定しない。	第11回 7ページ
第48条 (委任)	委任			